

「色鉛筆訴訟」から死刑を考える

死刑制度検討連絡協議会協議員 田鎖 麻衣子 Maiko Tagusari (47期)

1 はじめに

死刑制度検討連絡協議会は、死刑制度に関する関心と議論を喚起することを目的として活動しています。2022年度は、宮崎県弁護士会の黒原智宏弁護士を講師に招き、公開セミナー「『色鉛筆訴訟』から死刑を考える」をZoomウェビナーにより開催しました。

2 色鉛筆訴訟とは

2021年2月、それまで未決拘禁者・死刑確定者に認められていた色鉛筆の使用が、突然できなくなりました。「保安上」の理由から、法務大臣訓令が変更されたためです。前年には鉛筆削りの刃を使ったとみられる死刑確定者の自殺事故があり、自殺防止のために鉛筆削りの使用を禁止し、あわせて鉛筆・色鉛筆の使用も禁止したと考えられます。

福岡拘置所収容の死刑確定者・奥本章寛氏は、刑確定前から、色鉛筆で絵を描き、描いた作品を絵はがきや作画集にして販売し、その収益を被害者遺族に送金していました。作画がで

きなくなった奥本氏は、訓令改正の取消しを求めて東京地裁に提訴します。この訴訟の代理人を務めるのが黒原弁護士です。奥本氏との出会いは、2010年3月、当番弁護士として出動したときでした。当時22歳の奥本氏は、自身の妻と妻の母、そして生後5か月の我が子を殺害した罪で有罪とされ、死刑判決を受けますが、黒原弁護士は、第一審の裁判員裁判から控訴審・上告審、さらに刑確定後は再審請求審でも弁護人を務め、今日まで13年以上、「伴走者」として奥本氏に寄り添ってきました。彼に絵を描くことを勧めたのも、黒原弁護士でした。

自然豊かな山間の集落で育った純朴な青年が、なぜ、これほど重大な事件を起こしてしまったのか。制度導入直後の裁判員裁判とその後の控訴審では、何が審理され、あるいは審理されなかったのか。とりわけ、親族間事件における死刑と無期の限界の問題は、どのように取り扱われたのか（最高裁第二小法廷が、究極の刑罰である死刑の適用は慎重に行われ、かつ、公平性が確保されなければならないとして、裁判員裁判での死刑を

破棄し無期懲役とした控訴審の判断を維持する決定を出したのは2015年。奥本氏の上告はその前年に棄却されてきました。絵を描くことで現れた変化、そして描けなくなったことによる精神的ダメージ。被害者遺族との交流と、その難しさ。黒原弁護士は、奥本氏とともに歩んできた道のりを語り、参加者からのたくさんの質問に丁寧に答えてくれました。

3 取消訴訟の行方

今回、国賠訴訟ではなく取消訴訟を提起したのは、他の死刑確定者たちも再び色鉛筆で絵を描けるように、という奥本氏の強い願いからだといいます。しかし、国は処分性を争い訴えの却下を求め、提訴から約1年半、実体審理に入れないうちに裁判所は本年5月、処分性につき判断することになりました。本稿掲載時には結論が出ているはずですが（執筆は4月）、仮に却下判決が出ても次の手段に訴えるところのこと。この先も色鉛筆訴訟の行方に注視しつつ、この問題を切り口に死刑制度の問題を発信し続けたいと思います。■